バスのトランクルームの確実な施錠の徹底について

平成３０年１月１８日に愛知県名古屋市内の名古屋高速道路において、乗客２０名を乗せた走行中のバスのトランクから乗客のスーツケース等約１０個が落下するという事案が発生しました。

本件は、後続の車両が落下したスーツケース等の直前で停止し、事故には至りませんでしたが、極めて危険な事案であり、再び同種事案が起きれば、大事故につながるおそれもあります。

つきましては、今後このような事案が発生しないように、下記事項について確実に実施されるようお願いします。

記

トランクルームのあるバスを運行する際には、運転者が出発（休憩後及び荷物積降し時等トランクルーム開閉後の出発を含む）前に次のことを確実に確認すること。

１．トランクルームの扉が完全に閉まった状態であり、かつ、確実に施錠されていること
２．施錠されたトランクルームの扉の取っ手を手で引くなどしても、扉が開かないこと
３．トランクルームの扉が閉まっていない場合に運転席の警告灯が点灯する仕様の車両である場合には、当該警告灯が点灯していないこと

九州運輸局自動車技術安全部　保安・環境課